

令和7年7月24日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～「建設業法違反行為」～

北海道開発局は、株式会社渡商が建設業法に違反したことにより、監督処分を受けたことから、指名停止6週間の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当)

株式会社渡商は、建設業の許可を有しないにもかかわらず、令和5年6月8日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部発注の「K棟屋上エアコン室外機取替業務(北海道職業能力開発大学校)」を受注したことによって、建設業法第28条第2項第2号に該当するものとして、北海道知事より、建設業法第28条第3項に基づき、令和7年7月24日から令和7年7月30日までの7日間の営業停止処分を受けたことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社渡商	北海道札幌市北区新琴似7条13丁目5番13号

2. 指名停止措置期間：令和7年7月24日～令和7年9月3日(6週間)

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第13号

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表)011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝 (内線5703)

開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人 (内線5833)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

